

社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会 職員採用試験実施要領

(平成31年4月1日採用)

1 職務内容

- (1) 福祉総合職（地域福祉事業などに従事していただきます。）
- (2) 看護職（介護保険事業などに従事していただきます。）

2 採用予定人数

- (1) 福祉総合職・若干名
- (2) 看護職・1名

3 勤務予定先

- (1) 福祉総合職・地域福祉課
- (2) 看護職・デイサービスセンター

4 受験資格

- (1) 昭和54年4月2日以降に生まれた方
- (2) 必要資格（平成31年3月末までに資格取得見込の方を含みます。）
 - ① 福祉総合職を希望される方
社会福祉士、もしくは正看護師、保健師、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格、いずれかの有資格者
 - ② 看護職を希望される方
正看護師または保健師
- (3) 次のいずれかに該当する方は受験できません
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ③ 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5 受験申込み手続き

(1) 申込み先

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 総務課
〒965-0873 福島県会津若松市追手町5番32号

(2) 申込み受け期間

平成30年7月21日(土)～8月24日(金)※ 必着
窓口受付時間は月～金曜日の午前9時～午後5時

(3) 提出書類(提出書類は返還しませんので、ご了承ください。)

- ① 受験申込書(福祉総合職は様式1-1、看護職は様式1-2を利用)
- ② 履歴書
- ③ 卒業(見込み)証明書
- ④ 資格者証の写し(有資格者のみ)もしくは資格取得見込証明書
- ⑤ 返信用封筒(返信先住所を明記し、角2・A4サイズの封筒に120円切手を貼付してください。)

6 試験の内容及び試験日等

(1) 一次試験

- ① 試験の内容 筆記試験(一般教養・多岐選択式)、適性検査
- ② 試験日時 平成30年9月16日(日)午前10時から
(受付午前9時10分から午前9時40分まで)
- ③ 会場 会津若松市社会福祉協議会追手町庁舎
(〒965-0873 会津若松市追手町5番32号)

(2) 二次試験

- ① 試験の内容 小論文・面接(自己PR)
- ② 試験日時 平成30年10月21日(日)午前9時30分から
(受付午前9時から午前9時20分まで)
- ③ 会場 会津若松市社会福祉協議会追手町庁舎
(〒965-0873 会津若松市追手町5番32号)

7 採用の通知等

- (1) 二次試験の結果は、平成30年11月上旬頃に本人宛通知します。
- (2) 勤務は、平成31年4月1日(月)からとなります。

8 勤務条件

(1) 給与月額

- ① 採用された場合の予定給与月額は次のとおりです。
146,900円
- ② 採用前に職歴を有する場合には、一定の基準により額が加算されます。
- ③ 原則として年1回定期昇給があります。

(2) 諸手当

通勤、超過勤務（残業）、期末・勤勉手当などの諸手当が、それぞれの要件に応じて支給されます。

(3) 休日等

- ① 日曜日及び土曜日、国民の祝日、1月2日、3日、12月29日から31日。ただし、勤務シフトにより変更があります。
- ② それぞれの要件に応じて年次有給休暇、特別休暇があります。

(4) 福利厚生

- ① 退職金支給制度があります。
- ② 社会保険加入制度があります。
- ③ 健康診断の受診制度があります。（年1回）

9 お問い合わせ先

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 担当：総務課

〒965-0873 福島県会津若松市追手町5番32号

TEL 0242-28-4030 FAX 0242-28-4039

URL <http://awshakyo.or.jp> E-mail aizu@awshakyo.or.jp

【団体の事業概要】

名称：社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	代表者：武藤 淳一
住所：福島県会津若松市追手町5番32号	電話 0242-28-4030（代表）
当会は、社会福祉法第110条に基づく公的な民間福祉団体です。会津若松市民、企業・団体などを会員として、主に次のような事業を実施しています。	
○ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	
○ 社会福祉を目的とする事業に冠する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成	
○ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	
○ 保健医療・教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡	
○ 共同募金事業への協力	
○ 介護保険・障害福祉サービス事業	